

宅地建物取引業免許の変更届に必要な添付書類について（愛知県知事免許の場合）

2024年5月25日改定

宅地建物取引業免許の変更届については、「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」に、次の添付書類を添付して都市総務課建設業・不動産業室窓口（愛知県自治センター3階）へお持ちください。ただし、複数の変更内容を同時に届け出る場合、重複する添付書類は一通のみで可です。

また、「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」と必要な添付書類の一式については、あらかじめ副本（正本の複写で可）を作成し、正副併せてお持ちください。なお、審査の必要上、これら以外の書類の提出を追加で求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（必須＝○、条件に該当する場合必須＝△、2024年5月25日変更箇所＝水色）

添付書類の名称		変更の内容																			
		(a) 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明）	(b) 身分証明書（本籍地市区町村役場で取得） 外国人の場合は在留カード等の番号及び国籍の記載がある住民票 ※14 ※15	(c) 登記されていないことの証明書（法務局で取得） 氏名・生年月日・住所を記載してください 又は、医師の診断書 ※13 ※15	(d) 略歴書 添付書類⑥ ※15	(e) 代表者役員政令使用人が欠格事由（法第5条第1項）に該当しない旨の誓約書 添付書類②	(f) 専任の宅地建物取引士設置証明書 添付書類③	(g) 事務所の使用権原に関する書面 添付書類⑤	(h) 事務所の案内地図	(i) 事務所の写真（建物外観全体及び事務室内）	(j) 建物全体の平面図・事務所の間取り図	(k) 追加供託の証明書 （法務局又は宅建業保証協会にて交付）	(l) 政令使用人設置の誓約書（主たる事務所に設置する場合）	(m) 宅地建物取引士証の写し	(n) 専任の宅地建物取引士の常勤する旨の誓約書	(o) 常勤を証明する書類（社会健康保険証の写し・源泉徴収票の写し（退職日の入ったもの）・離職票など）	(p) 免許書換交付申請書	(q) 旧宅地建物取引業免許証（原本）	(r) 戸籍抄本（氏名変更の記載があるもの）	(s) 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書	
様式（Word）					W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	
様式（PDF）					P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	
商号又は名称	法人	○																○	○	○ ※5	
	個人																	○	○	○ ※5	
法人の代表者	就任者	○	△※1	△※1	○	○								△※12				△※10	○	○	
	退任者	○			△※2																
法人の役員	就任者	○	△※1	△※1	○	○															
	退任者	○			△※2																
主たる事務所の所在地	法人	○							○	○	○	△※3						○	○		
	個人								○	○	○	△※3						○	○		
従たる事務所	新設の場合	事務所	△※4						○	○	○	△※3	○								
		政令使用人		△※1	△※1	○	○												△※10		
		専任の宅地建物取引士		不要	不要	○		○							○	○			△※10		△※6
	所在地移転の場合	△※4							○	○	○	△※3									
	名称変更の場合	△※4																			
廃止の場合	△※4																				
主たる事務所 従たる事務所	同一敷地内での建物の移動 又は 同一建物内での事務室の移動								○	○	△※3										
	電話番号の変更																				
政令使用人	就任者		△※1	△※1	○	○								△※11				△※10			
	退任者				△※2																
専任の宅地建物取引士	就任者		不要	不要	○		○								○	○		△※10		△※6	
	退任者				△※2		○													△※7	
氏名	代表者	法人	○															○	○	△※8 △※8	
		個人																○	○	○ △※8	
	法人の役員	○																		△※8 △※8	
	政令使用人																		○	△※8	
	専任の宅地建物取引士														○				○	△※8	

- ※1 従来より、代表者、役員、政令使用人に就任していた方が転任する場合は、省略が可能です。
 - ※2 退任者が、引き続き、役員、政令使用人、専任の宅地建物取引士等として残任する場合は、提出が必要です。
 - ※3 事務所として使用するフロア（階）全体の配置がわかる平面図、事務所の間取り図を提出してください。建物全体を同一業者のみで使用する場合は、省略可能です。（平面図や間取り図が必要な例）ビル（建物）の一部を利用するとき、住居等の一室を事務所として使用するとき。
 - ※4 法人で、該当の従たる事務所について支店登記をしている場合は、提出が必要です。
 - ※5 所属する宅地建物取引士資格登録者について、全員の従事先の変更が必要となります。
 - ※6 宅地建物取引士資格登録において、従事先の登録申請をしていない場合は、併せて提出が必要です。
 - ※7 専任の宅地建物取引士の退任と同時に、宅建業からの退職をする場合は、併せて提出が必要です。
 - ※8 該当者が、宅地建物取引士資格登録を受けている場合は、併せて提出が必要です。但し、宅地建物取引士証の書換が必要な場合、これらの書類は、宅地建物取引士証を添えて、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会本部に提出してください。
 - ※9 宅地建物取引士証の写しは、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会本部にて、氏名変更を受けたものが必要です。
 - ※10 従来より、常勤の代表者、政令使用人、専任の宅地建物取引士に就任していた方が転任する場合は、省略が可能です。
 - ※11 新たに政令使用人を設置する場合は提出が必要です。
 - ※12 主たる事務所に政令使用人を設置している場合は提出が必要です。
 - ※13 医師の診断書は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したものとし、その根拠について記載してください。
 - ※14 「医師の診断書」を提出される方は、「成年被後見人及び被保佐人にみなされる者ではない（禁治産者、準禁治産者の宣告の通知は受けていない）」旨の記載は不要となります（「破産者で復権を得ない者に該当しない」旨の記載は必要）。
 - ※15 該当の役員が未成年者の場合は、未成年者本人とその法定代理人（親権者等）それぞれの書類が必要です。また、未成年者本人の戸籍謄本を提出してください。
- その他 公的証明書類（法人登記事項証明書、身分証明書、登記されていないことの証明書、医師の診断書、戸籍抄本）の有効期間は、取得から3か月以内です。